

参考資料

関係法令(卸売市場法・福岡市中央卸売市場業務条例・同施行規則)

○ 卸売市場法

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第四十一条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

○福岡市中央卸売市場業務条例

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第50条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第64条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(委託手数料の率)

第64条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

野菜及びその加工品 100分の8.5

果実及びその加工品 100分の7.0

生鮮水産物及びその加工品 100分の5.5

肉類及びその加工品 100分の3.5

鳥卵 100分の3.0

○ 福岡市中央卸売市場業務条例施行規則

(委託手数料の率)

第69条 条例第64条に規定する委託手数料の率は、取扱品目の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

野菜及びその加工品 100分の8.5

果実及びその加工品 100分の7.0

生鮮水産物及びその加工品 100分の4.95

肉類及びその加工品 100分の3.5

鳥卵 100分の3.0

○ 福岡市中央卸売市場業務条例

(出荷奨励金の交付)

第66条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(完納奨励金の交付)

第69条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

卸売委託手数料に関して中央卸売市場業務規程例で国が示した4例(16年8月11日)

ア. 卸売業者の届出制とする場合

第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて受託者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届けなければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の委託料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

ウ. 開設者が上限を定めた上で承認制とする場合

第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその受託者から収受する委託手数料の額について、市長が定める額以内においてあらかじめ定め、市長の承認を受けなければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があった委託料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、同項の承認をしてはならない。

イ. 開設者が上限を定めた上で届出制とする場合

第58条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその受託者から収受する委託手数料の額について、市長が定める額以内においてあらかじめ定め、市長に届けなければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の委託料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

エ. 開設者が料率を定める場合

第58条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその受託者から収受する委託手数料の額は、市長が規則で定めるものとする。

出荷奨励金に関して中央卸売市場業務規程例で国が示した4例(16年8月11日)

ア. 開設者が関与しない場合

なし

ウ. 開設者への届出制とする場合

第66条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届けなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該出荷奨励金の対象となる物品の品目
- (4) 当該出荷奨励金の対象となる品目
- (5) 当該出荷奨励金の対象となる期間
- (6) 出荷奨励金を交付する基準
- (7) 出荷奨励金を交付する理由

2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

イ. 開設者への報告制とする場合

第66条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該出荷奨励金を交付した理由
- (4) 当該出荷奨励金の対象とした物品の品目
- (5) 当該出荷奨励金の交付の基準及び交付した金額

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

エ. 開設者の承認制とする場合

第66条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

完納奨励金に関して中央卸売市場業務規程例で国が示した4例(16年8月11日)

ア. 開設者が関与しない場合

なし

ウ. 開設者への届出制とする場合

第66条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届けなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 完納奨励金を交付しようとする当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所
- (3) 完納奨励金を交付する基準
- (4) 完納奨励金を交付する理由

2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

イ. 開設者への報告制とする場合

第66条 卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 完納奨励金を交付した当該仲卸若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所
- (3) 完納出荷奨励金を交付した理由
- (4) 完納奨励金の交付の基準及び交付した金額

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認められるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

エ. 開設者の承認制とする場合

第66条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

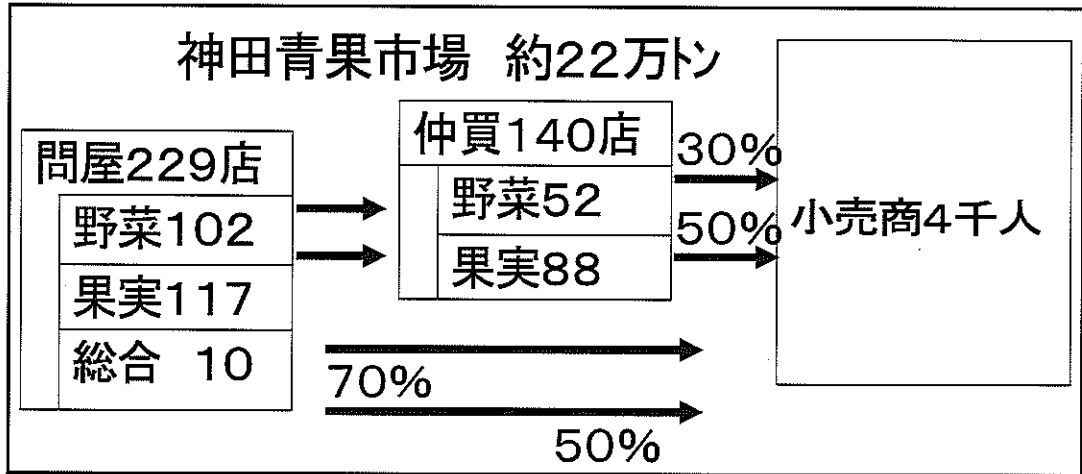
2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

卸売委託手数料料率の歴史

大正時代の東京市の青果市場

東京市217万人(東京府369万人):T9
 青果市場 市17市場 (府76市場):T10
 約42万トン(約52万トン)



問屋の口銭	10%
買人歩戻	2%
店員給料	2%
山回り	1%
品目減り	1%
純所得	4%

委託販売 約7割

- ・ 近郊物は、即日又は翌日払い。
- ・ 遠隔物は、着荷後の成り行き相場で3～7日後に仕切金を送付する。

大正時代に見られた問屋の不正取引

口銭は一割程度であったが、実際の売価より安く仕切って、差益を出していた。

- * 荷造が不完全なため、荷傷みや腐敗したと偽る
- * 不況のため、売れ行きが悪いと偽る
- * 第一回目だけ特別高く仕切り、以後の送荷を確保する
- * 高価な市況を打電し、着荷後下落したと偽る
- * 無手数料や歩戻しなどで送荷を確保する



6大都市に集中する市民への生鮮食料品の安定供給や公正な取引を実現するためにも中央卸売市場が必要であった。

中央卸売市場の誕生

大正11年の京都市内市場	
魚市場数:5市場	青果市場数:9市場
・問屋:81店	・問屋:61店
・仲買:32店	・仲買:367店
・問屋兼仲買:115店	・問屋兼仲買:56店
・買出人:延2,100人/日	・買出人:延1,800人/日

京都市中央卸売市場(S2.12開設)		
鮮魚部 卸売人1社 仲買人180人 ^以 納	塩干魚部 卸売人1社 仲買人110人 ^以 納	青果部 卸売人1社 仲買人120人 ^以 納
買出人3,000人 ^日		買出人2,000人 ^日
川魚部, 乾物部, 肉類部, 鳥類部, 鳥卵部		

中央卸売市場法(T12.3)・同法施行規則(T12.10)

- * 卸売手数料は、開設者が業務規程で定め、国の認可を要する。(法三・二)
- * 卸売人は、業務規程で定める委託料以外の如何なる報酬を受けることを禁止。(施二十三)
- * 卸売人の仲買業務の兼営を禁止する。(施二十四)
- * 卸売人は、開設者に売買値段と取引高の報告を義務づけ、開設者は、売買値段と取引高を毎日市場公示を義務づける(法十五・施二十七)

京都市中央卸売市場業務規程(S2.12)

- * 卸売手数料は、卸売高の一割以内とする。(条二十三)
- * 市場の取引はせりを原則とする。(条五)
- * 仲買人の卸売人類似業務を禁止する。(条三十九)
- * 市長は不正売買の停止命令をする。(条十二)
- * 売買仕切書、仕切金は翌日送付する。(条二十四)

戦時下での中央卸売市場

昭和 15 年8月 生鮮食料品の配給及び価格の
(商工省令) 統制に関する件

大阪市中心卸売市場での市場機能の変化

種 別	戦 前	戦時下(昭和16年頃から)
卸売方法	せり売りを原則	保存性強く規格統一は定価売り 保存性強くも規格不統一は入札 その他はせり売り
卸売手数料	10.0%以内	6.0%以内
セリ人の資格	卸会社社員	市の囑託
出荷奨励金	青果1.0%以内, 水産1.2%以内	交付せず
完納奨励金	青果仲買3.0%~2.5% 水産仲買3.0% 売買参加者3.0%~2.0%	交付せず
仲買口銭	10%以内で指導	7.0%以内
市場使用料	0.6%	0.4%

昭和19年5月 6大都市と福岡県、広島県の水産物・青果の集荷配給機関は統制会社令に基づく
統制会社として設立され、配給統制業務に従事する。

卸売手数料は
6%から5%へ
終戦から占領

占領政策下での中央卸売市場

昭和 20 年 11 月 青果物配給統制規制の廃止、水産物配給統制規制の廃止(農林省令)
 12 月 統制会社の卸売手数料を5%から3%に引き下げる。

自由取引: 食料品の価格高騰

昭和 21 年2月 物価統制令 (大蔵省令) 主務大臣が価格等に統制額を指定

野 菜	昭和 21 年5月	22種類の野菜に卸売業者統制額を指定し、卸売業者の手数料を5%とする。
	7月	37種類の野菜に生産者統制額を指定し、卸売業者の手数料は 10%加算する。
	昭和 22 年8月	32種類の野菜に卸売業者統制額を指定し、卸売業者の手数料を8%とする。
	昭和 23 年8月	23種類の野菜に卸売業者統制額を指定し、卸売業者の手数料を 10%とする。
	昭和 24 年6月	野菜の統制額の指定を廃止する。 委託手数料 10%
果 実	昭和 21 年7月	8種類の果実に生産者統制額を指定し、卸売業者の手数料は 10%加算する。
	昭和 22 年 10 月	果実の統制額の指定を廃止する。 委託手数料 8%
水 産 物	昭和 21 年3月	118種類の鮮魚介に卸売業者統制額を指定する。(3%)
	昭和 23 年7月	鮮魚介の卸売業者統制額を指定し、卸売業者の手数料を5%とする。
	昭和 25 年3月	鮮魚介の統制額の指定を廃止する。委託手数料 5%



水産物卸売手数料の引き上げ

卸売人団体は8%で要望活動
6割が赤字経営

東京都
業務規程で委託手数料は、売上金額
の10%以内で開設者が承認する。

東京都と水産庁で折衝

東京都(昭和25年11月13日)
11月23日から0.5%を生産者への奨励金等
のため積立を条件として7.0%で実施する。

暗礁

農林水産大臣(11月25日)
引き上げ延期の示達

水産物卸売り手数料に対する農林水産大臣裁定(昭和25年12月4日)
* 水産物卸売手数料は暫定的に最高6.0%とする。
* 今後、生産者、卸売人で協議折衝し、その結果で最終決定する。

生産者から猛烈な反対運動

水産庁(昭和25年4月)
手数料を変更する場合は、生産者の影響
を考慮し本庁と事前協議をすること。

水産庁(昭和25年8月)
手数料引き上げについての公聴会
卸売人代表が説明(手数料が過小すぎる理由・市場運営に及ぼす影響等)
「生産者の納得を求めて善処する」と約束

水産庁(昭和25年11月13日)
承認の再考を促す通達

参議院水産常任委員会(11月21日)
実施を延期させるため、市場法により中止
措置を講ずる決議し、農林水産大臣に申し
入れる。

九州下関水産出荷連合会
引き上げ反対の急先鋒
6.0%で承認(昭和26年3月)

福岡市鮮魚市場の卸売手数料の決定

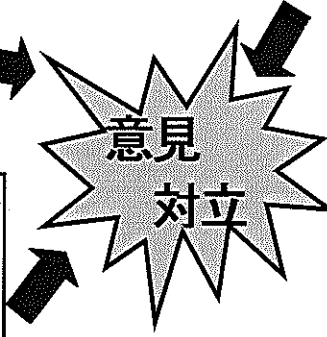
九州下関水産出荷連合会
有力構成メンバー 以西底曳網漁業
戦後の福岡民間魚市場
委託手数料は福岡では5.0%のまま

鮮魚市場の卸売業者(昭和29年12月決定)
* 福岡県魚市場(株):(現株)福岡魚市場
* 福岡中央魚市場(株)

福岡県魚市場(株) 明治以来の老舗
全国の動向から6.0%を主張

福岡中央魚市場(株) 昭和28年12月業務開始
集荷は以西底曳物に限定
集荷のため、委託手数料を4.0%
委託手数料4.0%主張

以西底曳網漁業 4.0%の主張譲らず
生産者全体 6.0%反対



昭和39年11月 水産庁
生鮮食料品流通行政実地査察
2本立てを是正するよう指摘

福岡県魚市場株が譲歩 開場後速やかな調整を要望し
当面 以西底曳物 4.0%, その他 5.0%

日本遠洋旋網漁業協同組合
不均衡是正要求

昭和40年10月
卸売手数料 4.95%

中央卸売市場法第2次法改正(昭和33年6月)

卸売人の多数制(京都市)
 青果部1社→11社
 生鮮水産物部1社→10社
 加工水産物部1社→14社

独占禁止法
 S22年7月
 過度経済力集中排除法
 S22年12月

昭和32年9月 東京神田分場 東京神田青果(株)の倒産

	昭和26年	昭和30年	祖収益に占める割合
売上高	100	153	
出荷奨励金	100	671	(15.1%)
完納奨励金	100	165	(13.4%)
場内荷扱費	100	181	(2.8%)
運搬費	100	428	(2.8%)

集荷・販売面での競争の激化
 前渡金・奨励金等の過大な支出
 卸売人の経営の不安定化

中央卸売市場法改正(S33.6)・業務規程改正(東京都S33.11)

* 開設者は、業務の適正かつ健全な運営確保するため業務規程で卸売業務に係る取引方法に関する制限規定を設けることができる。法第3条

- ・売買仕切金の前渡し 出荷誘因のための貸付(条第23条の3)
 - ・出荷奨励金 出荷者が負担すべき費用の負担(条第23条の4)
 - ・完納奨励金 買受人の負担すべき費用の負担(条第10条)
- } 事前承認制

・卸売人の委託者より收受する販売手数料は、売上金額の百分の十以内で知事が定める定率を乗じて得た金額。条第25条

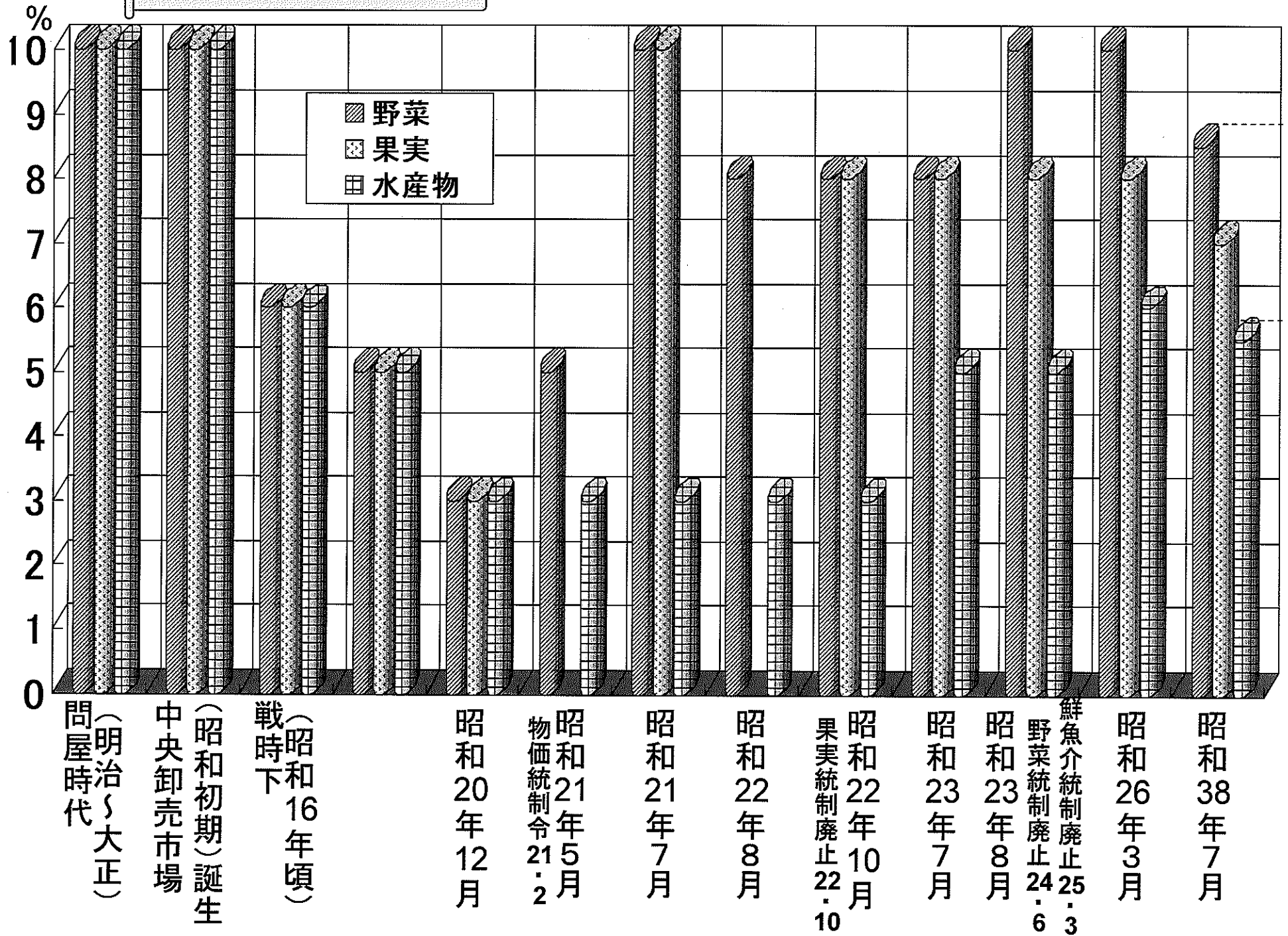
業務規程施行細則
 野菜10.0%, 果実8.0%, 水産物6.0%

物価上昇 昭和35年を100→昭和38年
 総合121.0 食料125.5
 野菜166.3, 果実157.9,
 生鮮魚介144.0

昭和38年7月 閣議決定
 生鮮食料品流通改善対策要綱
 野菜8.5%, 果実7.0% 水産物5.5%

業務規程施行細則
 野菜8.5%
 果実7.0%
 水産物5.5%

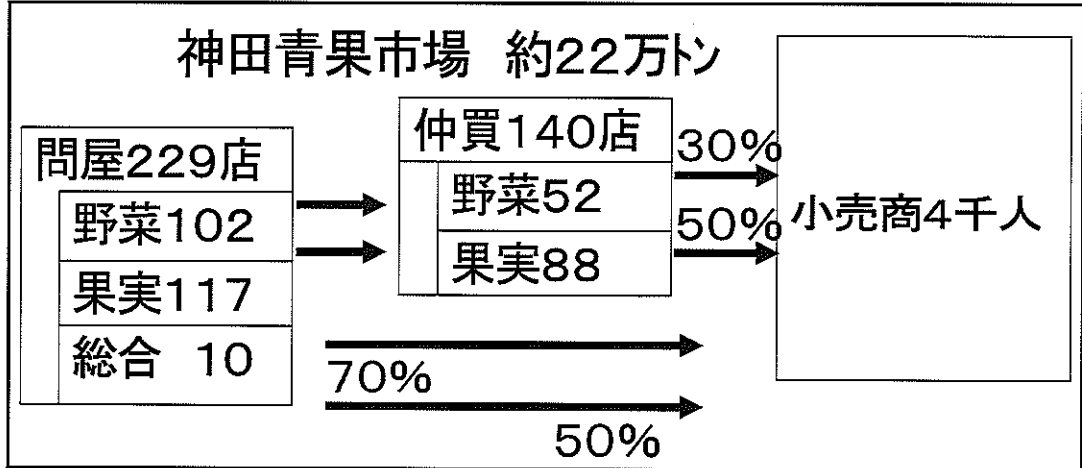
卸売手数料率の推移



出荷奨励金・完納奨励金の歴史

大正時代の東京市の青果市場

東京市217万人(東京府369万人):T9
 青果市場 市17市場 (府76市場):T10
 約42万トン(約52万トン)



問屋の口銭	10%
買人歩戻	2%
店員給料	2%
山回り	1%
品目減り	1%
純所得	4%

委託販売 約7割

- ・ 近郊物は、即日又は翌日払い。
- ・ 遠隔物は、着荷後の成り行き相場で3～7日後に仕切金を送付する。

大正時代に見られた問屋の不正取引

口銭は一割程度であったが、実際の売価より安く仕切って、差益を出していた。

- * 荷造が不完全なため、荷傷みや腐敗したと偽る
- * 不況のため、売れ行きが悪いと偽る
- * 第一回目だけ特別高く仕切り、以後の送荷を確保する
- * 高価な市況を打電し、着荷後下落したと偽る
- * 無手数料や歩戻しなどで送荷を確保する



6大都市に集中する市民への生鮮食料品の安定供給や公正な取引を実現するためにも中央卸売市場が必要であった。

戦時下での中央卸売市場

昭和 15 年8月 生鮮食料品の配給及び価格の
(商工省令) 統制に関する件

大阪市中心卸売市場での市場機能の変化

種 別	戦 前	戦時下(昭和16年頃から)
卸売方法	せり売りを原則	保存性強く規格統一は定価売り 保存性強くも規格不統一は入札 その他はせり売り
卸売手数料	10.0%以内	6.0%以内
セリ人の資格	卸会社社員	市の囑託
出荷奨励金	青果1.0%以内, 水産1.2%以内	交付せず
完納奨励金	青果仲買3.0%~2.5% 水産仲買3.0% 売買参加者3.0%~2.0%	交付せず
仲買口銭	10%以内で指導	7.0%以内
市場使用料	0.6%	0.4%

昭和19年5月 6大都市と福岡県、広島県の水産物・青果の集荷配給機関は統制会社令に基づく
統制会社として設立され、配給統制業務に従事する。

卸売手数料は
6%から5%へ
終戦から占領

中央卸売市場法第2次法改正(昭和33年6月)

卸売人の多数制(京都市)
 青果部1社→11社
 生鮮水産物部1社→10社
 加工水産物部1社→14社

独占禁止法
 S22年7月
 過度経済力集中排除法
 S22年12月

昭和32年9月 東京神田分場 東京神田青果(株)の倒産

	昭和26年	昭和30年	祖収益に占める割合
売上高	100	153	
出荷奨励金	100	671	(15.1%)
完納奨励金	100	165	(13.4%)
場内荷扱費	100	181	(2.8%)
運搬費	100	428	(2.8%)

集荷・販売面での競争の激化
 前渡金・奨励金等の過大な支出
 卸売人の経営の不安定化

中央卸売市場法改正(S33.6)・業務規程改正(東京都S33.11)

* 開設者は、業務の適正かつ健全な運営確保するため業務規程で卸売業務に係る取引方法に関する制限規定を設けることができる。法第3条

- ・売買仕切金の前渡し 出荷誘因のための貸付(条第23条の3)
 - ・出荷奨励金 出荷者が負担すべき費用の負担(条第23条の4)
 - ・完納奨励金 買受人の負担すべき費用の負担(条第10条)
- } 事前承認制

・卸売人の委託者より收受する販売手数料は、売上金額の百分の十以内で知事が定める定率を乗じて得た金額。条第25条

業務規程施行細則
 野菜10.0%, 果実8.0%, 水産物6.0%

物価上昇 昭和35年を100→昭和38年
 総合121.0 食料125.5
 野菜166.3, 果実157.9,
 生鮮魚介144.0

昭和38年7月 閣議決定
 生鮮食料品流通改善対策要綱
 野菜8.5%, 果実7.0% 水産物5.5%

業務規程施行細則
 野菜8.5%
 果実7.0%
 水産物5.5%

通達

三二農經第二七三九号

昭和三十三年五月二十八日

各中央卸売市場開設者あて

農林事務次官 清井 正

中央卸売市場運営の適正化について

中央卸売市場法の一部を改正する法律及び関係政省令の
施行については、さきに昭和三十一年九月二十一日付三一
農經第四二一八号をもつて達達し、その後各都市中央卸
売市場とも改正法令の施行に伴う業務規程の改正を終えた
ところであるが、現在の中央卸売市場運営の状況にかんが
み、生鮮食料品の流通における中央卸売市場の機能を充分
に發揮するため、今回の改正を機会に市場運営の適正化を
図ることが急務と認められるので、下記により特段の努力
を致されたい。

記

1 中央卸売市場の運営について

近時中央卸売市場の取扱高は著増を示し、かつ、集散
市場としての実体を与えるに至り、いよいよその重要性
を増しつつあるが、適正価格の形成及び公正な市場取引
の確保については遺憾なしとしないので中央卸売市場調
係法令並びに各都市業務規程及び同施行細則を勵行し、
適正な市場取引秩序を確立するため、開設者においては
速かに所要の措置を講じ、市場運営の適正化を図られた
い。

2 卸売人の販売方法について

卸売人の販売方法は、委託販売の方法によること及び
せり売りの方法によることを原則とすると定められてい
るがこの原則は、卸売人を生産者出荷者の公正な販売
取次機関として卸売人の市場操作を認めず生産者出荷者
間及び売買参加者間の公正で自由な競争により適正な価
格形成を図る趣旨に基く中央卸売市場運営の根幹たる原
則であり、かつ、両者は相互に關連するものであってこ
れをあわせ行うことが必要であるので、確実に勵行せし
めるとともに、その特例として行う買取販売、相対売買
についてはその承認制を厳格に実施されたい。

3 委託販売業務の処理について

卸売人の行う委託販売については、特に次の諸点につ
いて改善を図られたい。

(1) 事故品の処理については、開設者の検査を求め、検
査の結果に従って公正な価格による取引を實行せしめ
ること。

(2) 販売代金の減額については、業務規程により原則と
して禁止されているが、特に委託物品については、受
託契約準則に定めるところにより、価格決定後正当な
事由により、(1)による正当な手続を経て減額する場合
を除き、不当な値引が行われないよう厳格に勵行せし
めること。

4

(3) 委託物品の販売代金の仕切において、減仕切が違法
行為であることは言うまでもないが、増仕切といえど
も減仕切とあわせ行われる場合が多くその弊害は明瞭
であるから、今後増仕切及び減仕切は絶対に行われな
いよう厳重に監督すること。

取引条件について

卸売人間の過度の競争により卸売人と出荷者及び売買
参加者との間の取引条件は不当又は不公正な場合が多く、
市場取引の適正な運営を阻害しているので、次の諸点に
ついて改善を図られたい。

(1) 前渡金、奨励金及歩戻金は、中央卸売市場における
価格形成の公正な取次機関である卸売人の業務の性質
に照らし好ましくない支出であり、かつ、私的独占の
禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定による不
公正な取引方法に該当する疑がある行為が少なくないと
認められるので、卸売人間の協定その他の自衛措置に
より是正措置を講ずるよう指導すること。

(2) 取引先を誘引する目的をもって支出されるその他の
薬荷費、販売費等についても、(1)の趣旨により極力節
減を図らしむること。

(3) 卸売手数料について委託者により不当な差別を設け
ることは、手数料率の承認制の趣旨からして好ましく
なく、又(1)と同様不公正な取引方法に該当する疑が大
きいので、これを行わないよう指導すること。

卸売の業務の運営については、上記(1)から(3)までの
指導により現在の不当な諸支出を削減しその健全化を
図ることにより将来現行手数料率の引下げを行うよう
指導すること。

※出所・農林省農林経済局・中央卸売市場関係法令通達集

の一部を改正する法律の施行について」の閣議者あて農
林事務次官通達

三三農経第四二二三号

昭和三十三年六月三十日

各中央卸売市場開設者あて

農林事務次官

中央卸売市場法の一部を改正する法律の
施行について

中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭和三十三年法
律第一二三号）及び中央卸売市場法施行規則の一部を改正
する省令（昭和三十三年農林省令三三三号）は、昭和三十三年
六月三十日から施行される。この改正は中央卸売市場
の現状にかんがみ、特に卸売人の間における過度の競争に
よる弊害を防止するため、その取引方法を制限することと
に、卸売人の信用を強化するためその財務の健全性を確保
すること等が急務と認められるので、(1) 中央卸売市場と
いう名称の使用の禁止、(2) 卸売人の取引方法の制限、(3)
卸売人の純資産額の三点について行われたものである。

今後の中央卸売市場の運営については、法律改正のねら
いである市場取引の適正化と市場信用の強化を旨とし、下
記により、改正の趣旨及び内容を貴市場卸売人等に十分に
徹底させるとともに適切な市場経営を行わせて、改正の目
的が遺憾なく実現され、中央卸売市場の適正かつ健全な運
営が確保されるよう、特段の努力を致されたい。

記

2 卸売人の取引方法の制限

現在の中央卸売市場における取引の状況をみるに、出
荷者方面及び売買参加者方面に対する前渡金、奨励金等
の支出が過度にわたる等卸売人の間において過度の競争
が行われ、卸売業務の適正かつ健全な運営を確保する上
に弊害を生じているので、法第三条第二項が改正され、
開設者は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を
確保するため必要があるときは、業務規程で卸売業務に
係る取引方法に関する制限を定めることができることと
なった。

卸売人の取引方法については、さきに昭和三十三年五
月二十八日付三三農経第二七三九号「中央卸売市場運営
の適正化について」中「四 取引条件について」を以て
卸売人間の協定その他の自粛措置等による改善を図るべ
き旨通達したが、未だみるべき実効が挙っていない状況
にある。

上記改正は、このような事態に対処して業務規程によ
り制限を行うための根拠規定を設けたものである。

卸売人の業務の現状からして過度の競争による弊害を
是正する緊急の必要があることはいうまでもないところ
であって、制限の実施については各市場の実状及び取引
の実態、制限措置の影響等の点を十分に考慮すべきこと
は勿論であるが、取引方法の内容に応じ、漸次制限を強
化する方針の下に進むこととし、各開設者においては、
農林省及び開設者の間において協議して制限の実施方法
を決定し、業務規程その他の措置をとることとされたい。

おつてこのことについて制限措置の要点が決定され次
第、出荷者方面及び市場関係業界に対し十分に周知徹底
を行い、制限の実効を挙げることにする所存であるので、
申し添える。

生鮮食料品流通改善対策要綱

最近における消費者価格の上昇傾向の中で生鮮食料品の値上りが著しい。これは、国民経済の高成長に伴い生鮮食料品の需要が著しく増加したにもかかわらず、需要の増大に対して農水産物の生産の適応がおくれていることに主としてよるが、生産と消費とを結ぶ流通経路が不備であることによる面も大きいと考えられる。とくに消費者価格の中で流通経費の占める割合がかなり高く、最近の増資、輸送費、包装資材費等の上昇がその価格上昇の大きな原因となっていることも無視できない。

このような動向からみて、これらの生鮮食料品の流通の合理化および流通経費の節減を図ることは、国民生活を安定し農水産業の健全な発展を図るためにきわめて緊要と考えられるので、需要の変化に適合した生産の安定的拡大と農水産業の構造改善による生産性の向上を図るための各般の施策を推進しつつ、流通機構の合理化を中心として生産地から消費地にいたるつぎのような生鮮食料品流通改善対策を総合的に実施するものとする。

（一）卸売人の手数料率の引下げ等

最近における中央卸売市場の入荷数量の増加および卸売価格の上昇により、卸売人の取扱金額は著しく増加しているが、最高手数料率を定率手数料制に改めた昭和三十三年以降その手数料率は据え置かれており、このため卸売人の業績は最近概して著しい向上を示すとともに、このような業績の向上を反映して卸売人の諸支出には、荷主交付金、売買参加者交付金等の諸交付金および荷主前渡金の増加、卸売業務以外の兼業部門への投資の増加等がみられるにいたっている。

以上のような現状にかんがみ、流通機構全般にわたる流通の合理化および流通経費の節減に資するため、つぎの措置を講ずるものとする。

ア、卸売人の手数料率をつぎのとおり引き下げる。

野菜	現行 一〇%	改訂 八・五%
果物	現行 八%	改訂 七・〇%
水産物	現行 六%	改訂 五・五%

イ、荷主交付金については、過去三カ年平均（昭和三四、三六年）の交付実績額の範囲内で開設者が定める限度内において規制する。

ウ、売買参加者交付金については、青果一〇〇〇／一〇〇〇、水産四〇〇〇〇の範囲内で開設者が定める限度内において規制する。

エ、荷主前渡金については、原則として決済期間が二カ月以内のものに規制し、とくに定めた場合においては決済期間が青果物は九カ月以内、水産物は一カ年以内のものまで認める。また、荷主前渡金には必ず通常の金利をつけさせ（販売代金の前渡しに相当するものを除く）、その年間支出累計額は前年度取扱金額の一五%以内を規制する。

前記アからエまでの措置は、本年八月を目途として実施する。

別紙（一）

中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善

対策実施要領

生鮮食料品流通改善対策要綱（昭和二十八年七月九日閣議決定）に基づき中央卸売市場の流通改善対策は、この要領により実施するものとする。

二、荷主交付金の規制の強化

（一）荷主交付金の範囲

荷主交付金の範囲は、現行の業務規程に定める範囲とするものとする。

この場合において、荷主交付金とは、卸売人が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって、出荷者またはその組織する団体に対し支出する交付金および本来出荷者が負担すべき費用を出荷者に代ってする負担をいうものとする。

（二）規制の方針

荷主交付金は、過去三箇年（昭和三四事業年度から昭和三六事業年度まで）平均の交付実績額の範囲内で開設者が定める限度内において規制するものとする。

三、売買参加者交付金の規制の強化

（一）売買参加者交付金の範囲

売買参加者交付金の範囲は、現行の業務規程に定める範囲とするものとする。

この場合において売買参加者交付金とは、卸売人が売買取引について、買受の奨励、販売代金の回収の促進その他の目的をもって買受人またはその組織する団体に対し支出する交付金、および本来買受人が負担すべき費用を買受人に代ってする負担をいうものとする。

（二）規制の方針

売買参加者交付金は、青果一〇〇〇／一〇〇〇、水産四〇〇〇〇の範囲内で開設者が定める限度内において規制するものとする。

73 昭和四三年（一九六八）九月二十四日、中央卸売市場青

果部卸売人の出荷奨励金交付要領の制定について、開設者あて農林事務次官通達

中央卸売市場青果部卸売人の出荷奨励金交付要領の制定について

昭和四十三年九月二十四日

四三農経C第九八二号

農林事務次官通達

各中央卸売市場開設者あて

中央卸売市場青果部卸売人の支出する出荷奨励金の交付については、従来中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策実施要領（昭和三十八年七月二十四日付け三八農経A第五五六五号農林事務次官依命通達）第四の2により規制されてきたが、最近における青果物の生産流通事情の変化に対応し、青果物の産地の大型化、出荷の計画化、規格包装の改善、中央卸売市場の運営の合理化を促進する観点から大型産地の優遇を基本として増額調整を行なうこととし、このほど別紙のとおり、中央卸売市場青果部卸売人の出荷奨励金交付要領が定められ、昭和四十三年十月一日から要領により規制することとされたので、ご了承のうえ関係卸売人の指導に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

中央卸売市場青果部卸売人の出荷奨励金交付要領

第一 趣旨

中央卸売市場の青果部卸売人が集荷取引について支出する出荷奨励金の交付については、この要領の定めるところによる。

第二 規制の方法

- 1 開設者は、この要領の定めるところにより、出荷奨励金（卸売人が集荷取引について出荷の奨励その他の目的をもって出荷者またはその組織する団体に対し支出する交付金等をいう。以下同じ。）についてその支出総額の限度、出荷者に対する交付率、承認方法等の交付基準を定め、出荷奨励金の支出の規制を行なうものとする。
- 2 開設者は、1の交付基準を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ農林経済局長に協議するものとする。

第三 規制の基準

- 1 出荷奨励金の支出総額の限度
出荷奨励金の年間支出総額の限度は、開設都市ごとと定率制をもって定めることとし、その都市の中央卸売市場の青果部卸売人の当該年度の年間総取扱高に十分の十または各開設者の定める昭和四十二年度の最高支出限度の率に千分の二を加えた率のいずれか低い率を乗じて得た額とする。
- 2 出荷者に対する出荷奨励金の交付率
出荷者に対する出荷奨励金の交付率は、そ菜、果実に物品の規格化、荷口の大型化等の程度に応じ次の基準により定めるものとする。

(1) 最高交付率は、そ菜千分の十七、果菜千分の十

とする。

ただし、九州地区の各都市にあっては、当分の間そ菜については千分の十四とし、この要領の適用の日から五年以内千分の十七まで逐次引き上げるものとする。

1 最高交付率の適用を受ける出荷者は、各開設者の定める昭和四十二年度のそ菜、果菜別の最高交付率

以上の交付率の適用を前年度において受けた出荷者のうち、前年度において当該都市に多くに大量かつ計画的に出荷した生産者団体に限るものとする。

- (2) 最高交付率未満の交付率とその適用を受ける出荷者最高交付率の適用を受ける生産者団体以外の生産者団体であつて各開設者の定める昭和四十二年度の最高交付率以上の交付率の適用を前年度において受けたものに対する交付率については、開設都市の入荷状況等を考慮し、かつ、大型産地の育成、共同運別、共同出荷体制の整備等を促進する観点から、前年度の交付率を増加または調整するものとする。

- (3) 生産者団体以外の団体に對する交付率
生産者団体以外の団体であつて規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するものについては、規格化の程度等が類似した生産者団体の交付率を考慮して、交付率を調整するものとする。

- 3 特別の出荷奨励金の交付
開設者は、開設者ごとの出荷奨励金の年間支出総額の限度内において、一定の限度額を設け、次に掲げる特別の出荷奨励金の支出を認めるものとする。

- (1) 全国販売農業協同組合会および日本園芸農業協同組合連合会に對する特別の出荷奨励金
- (2) 出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費、選別補助金その他の特別の出荷奨励金で、青果物の生産の奨励または需要の増進を図るため開設者がとくに必要と認めたもの。

4 その他

- (1) 昭和四十四年度以降において、大型産地からの出荷の割合が増大し、出荷奨励金の支出額が出荷奨励金の支出総額の限度をこえ、またはこえるおそれのある開設者については、都市ごとの取引の実態と卸売人の収益の状況を勘案し、必要かつ可能と認められるときは1の規定にかかわらずあらかじめ農林経済局長に協議して出荷奨励金の支出総額の限度の調整を行なうことができるものとする。

- (2) 野菜生産出荷安定法第四條第一項の規定により指定された野菜指定産地から出荷される指定野菜の出荷者に対する出荷奨励金については、開設者が定める昭和四十二年度の最高交付率を基準として優遇措置を講ずるものとする。

- (3) 全国販売農業協同組合会および日本園芸農業協同組合連合会に對する特別の出荷奨励金については開設者ごとに昭和四十二年において開設者が支出を認めた特別の出荷奨励金の額を増加または調整するものとする。

- (4) 新規に中央卸売市場を開設する都市については、別に農林経済局長が定めるところによる。

※出所、農林省食品流通局市場課・卸売市場関係法令通達集

卸売市場法についての 150 問
「農林省市場課編」昭和47年

(問 94) 出荷奨励金の支出規制について説明して下さい。

(一) 中央卸売市場の卸売業者が出荷者に対して交付している出荷奨励金は、一般に生産者団体等の集出荷活動のための資金として利用されており、単なるリベートではないので、卸売業者の収益動向、産地、荷口の大型化に対応して制度的に産地への還元が図られるように規制されています。また、この出荷奨励金の交付は委託手数料水準との関係において、抑制の方向で対処すべきであると考えられています。

このため、業務規程においては、卸売業者は、取扱品目の安定的供給の確保を図るためのものであれば、開設者の承認を受けて出荷者に対して出荷奨励金を交付することができることとされ、開設者は、その出荷奨励金の交付が開設者が定めた交付基準に基づくものであって、卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資すると認めるときに限って承認することとなっています。このように、出荷奨励金の支出は、物価安定に資する考え方が導入されています。

○ 出荷奨励金の交付基準は、次のように全体的な基準に基づき各開設都市ごとに具体的に定められています。

(1) 支出総額の制限

一般的なものについては各開設者が年度開始前に次の支出限度内で事前の承認を行ない特別奨励金については、個別に事前承認を受けることとなっています。

② 青果物

青果物の卸売業者の支出総額の限度は、年間取扱金額の1000分の10以内で各開設者が支出限度率、出荷者に対する交付基準等について出荷奨励金交付要領等を定めて規制しています。出荷者に対する最高交付率は、

1. 参議院 農林水産委員会 (16年4月8日)

卸売手数料弾力化に対する総合食料局長答弁の抜粋

1. 市場間の競争、卸間の競争、生産者との関係など懸念はあるが、全国一律の手数料を定めている制度はこれだけであり、規制緩和の政府全体の計画の中で弾力化して競争が通ずる活性化を図れと言われている。
2. 卸売手数料は、生産者からは見るとコストであり、できるだけ効率化して低い方がいい。
3. 卸の経営が安定するためには、手数料は固定的な方が望ましいが、市場の経由率が落ちてその市場に魅力がなくなっている。
4. 生産者の意向、卸の意向、開設者の意向、市場間競争、そういうものを十分勘案して自らルールを作って相反する安定と効率化という要請を調整とれる仕組みにして欲しい。
5. 手数料を全国一律に業務規程で定める仕組みは廃止するが、開設者が地域の実情を踏まえて手数料率を定めることは可能である。
6. 完全競争に賛同する関係者もあったが、そうすると強者のみが残っていく。市場全体の活性化ではマイナスにもなるので、市場毎の実態を踏まえて手数料の問題を決められるようにした。
7. 体力の弱い業者は、業務の多角化や集荷能力の強化など体質強化の努力をして欲しい。
8. 完全競争を全国すべてにさせることは難しい。体質強化の状況を見ながら考えていきたい。
9. 市場の実態に即して、手数料に上限と下限を設定してもらうなど工夫をして欲しい。
10. 手数料の弾力化は、多様なサービスを提供することで、市場外で取引されているものを市場に戻したいというねらいがある。
11. 出荷奨励金も完納奨励金も完全に指導上の関与を廃止する。当事者間の問題として考えて欲しい。
12. 産地によって手数料に差をつけることは、差別的取扱の禁止に抵触するので、農林水産大臣又は開設者が改善措置命令を出し、是正する。
13. ロットが大きく質が高い均一であるものは、実需の需要もつくので、そうでないものと差をつけることは、合理的な差であると思っている。
14. 集荷力が弱い市場は、ほかの市場とネットワーク化や合併するなどして、集荷能力をつけて欲しい。そのために5年間の移行期間を設けた。
15. 新しいルールができれば、それらの運営・運用の問題の是正は、開設者が農林水産大臣の業務である。

○自由民主党・民主党・公明党・社会民主党等からの付帯決議

1. 委託手数料の弾力化及び各種奨励金の取扱については、市場関係者の意向を十分に踏まえ円滑に移行すること。

○農林水産大臣：付帯決議については、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をする。

2. 衆議院 農林水産委員会(16年5月27日)

卸売手数料弾力化に対する総合食料局長答弁の抜粋

1. 手数料を国が固定化しているのは卸売市場だけである。
2. 手数料を法定にしたのは、生産者からこれ以上取ってはいけない、上限という意味で規制したことが、既得権化している。
3. 手数料はサービスとか機能に応じた手数料にする。ここまでサービスすればこの手数料、大口、こういう取引でくればこういうところ、それは市場、取り扱うもので違うそういうことを話し合いの中でみんなが満足いくように決めて欲しい。
4. 5カ年の準備期間を設けたので、各市場における産地や実需者のニーズに対応してどのようなサービスを提供するか十分議論して欲しい。
5. 弾力化になると、開設者が業務規程で手数料のことを自ら自主ルールとして定める。例えば、幅を設けたり、こういうケースはこうやろうじゃないかなど、これから相談しながら決めていきたい。
6. 卸売業者のサービスとか機能に応じた弾力的な手数料にし、生産者から卸売業者を選択できるようにする。卸売業者もビジネスチャンスが生まれ、売り上げも伸ばすことができ、市場外から市場へ取り込める余地も出てくる。
7. 5カ年の準備期間を設けたので、どういうサービスを提供できるかを議論し、実際に弾力化をする場合も開設者の裁量により手数料の幅を業務規程で定める自主ルール定めることを可能にし、卸売業者の経営の安定との調和を取ることにしている。
8. 卸の業界からは、直ちに実施せよとか、経過措置を取って欲しいとか、開設者に関与して欲しいなど様々な意見があった。
9. 手数料の弾力化には5カ年の経過措置をとり、業務規程で開設者に関与できることとする最終提示を行い、それならやむを得ないとの意見を受けた上で今回の改正を提案をしている。
10. 業務の多角化できるように規制緩和をしているので自助努力をして業務改善して欲しい。
11. 卸売業者には、11年度の改正で既に財務基準、早期是正措置を導入しており、しかるべき経営改善あるいは合併をするなどの指導体制ができています。合併する卸には、税法上の特例や制度資金の支援措置を行っている。

○自由民主党・民主党・公明党・社会民主党等からの付帯決議

1. 委託手数料の弾力化及び各種奨励金の取扱については、市場関係者の意向を十分に踏まえ円滑に移行すること。

○農林水産大臣:付帯決議については、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をする。